平成22年 天草市農業委員会第6回総会議事録

平成22年6月25日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである(37名)

1番	鬼塚	猛清	君	21 番	山本	隆久	君
2番	滝下清	青三郎	君	22 番	浦上	廣幸	君
3番	川﨑眞	[志男	君	23 番	平岡	秀樹	君
4番	坂上	眞守	君	24 番	山田	昭則	君
5番	梅本	秀幸	君	25 番	川峯	正美	君
6番	福本	富人	君	26 番	佐藤	駿二	君
7番	佐々オ	卜碩哉	君	27番	池田	裕之	君
8番	稲田	秀敏	君	28 番	川原	昭雄	君
9番	鶴田	雄士	君	29 番			君
10番	元島	正則	君	30番	小松	信男	君
11番	松岡	健吾	君	31 番	江良	邦勝	君
12番	井上	哲晴	君	32番	落合	正實	君
13番	松本	明博	君	33 番	宮﨑	義一	君
14番	山本	友保	君	34 番	椎葉	次穂	君
15番	森岡	一正	君	35 番	松原	髙弘	君
16番	大塚	宏	君	36 番	小堀田	日幸一	君
17番	松川	兼光	君	37番	戸谷	泰典	君
18番	倉田	喜一	君	38番	森本	文隆	君
19番	川口	直	君				
20番	原田	康盛	君				

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。(1名)

29番 前田 達也 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(5名)

事務局長 森内 健二 主 任 吉田 直哉

主 幹 中村 政一 主 任 松村 康平

主 任 浦上 達也

4、議事日程

開会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第34号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第35号	買受適格証明願(耕作目的)について
日程第4	議第36号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5	議第37号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議第38号	農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について
日程第7	議第39号	平成 22 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画
		について

閉会

〇議長 皆さんこんにちは。梅雨に入りましてうっとうしい日が続いています。皆様方も体調を崩されないようにお願いしたいと思います。

さて、先ほど事務局長報告のとおり定足数以上のご出席でありますので、これより平成 22 年天草市農業委員会第6回総会を開会します。

〇議長 それでは議事に入ります。議事日程第 1、議事録署名委員の指名についてであります。議事録署名委員については、21 番山本隆久委員、22 番浦上廣幸委員を指名いたします。

- 〇議長 日程第 2、議第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各審議案件について一括して説明をお願いいたします。
- ○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、●さんより贈与により田●㎡、畑●㎡を取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地まで 10km 以内で、容易に通作でき、申請地は、水稲及び野菜を栽培される 計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、今回取 得する農地については、すべて耕作を行うとのことで、全部効率利用を行われると認めら れます。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

2 番について説明します。●町の譲受人●さんは、経営規模拡大のため、●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地まで 10km 以内で、容易に通作でき、申請地は、水稲を栽培される計画です。 また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、全部効率利用を行 うと認められます。農作業従事要件以下の不許可要件には該当しません。

○事務局 3番の案件について説明します。●町の譲受人●さんは農業経営規模拡大のため、●市の●さんより●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地は牛の飼料作物を 作付けされる計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した 結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を 行うとのことで、全部効率利用を行われると認められます。また、農作業常時従事要件以 下の不許可要件には該当しておりません。

4 番の案件について説明します。●町の譲受人●さんは農業経営規模拡大のため、●市の●さんより●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培され る計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在 の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのこ とで、全部効率利用を行われると認められます。また、農作業常時従事要件以下の不許可 要件には該当しておりません。

5番の案件について説明します。●町の譲受人●さんは農業経営規模拡大のため、●町の●さんより●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培され る計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在 の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのこ とで、全部効率利用を行われると認められます。また、農作業常時従事要件以下の不許可 要件には該当しておりません。

- 〇議長 1番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。
- ○委員 ●番●です。1 番について説明いたします。1 番の譲渡人と譲受人は親子関係になります。申請地のすべてについて現地確認を行いましたが、よく耕作されており問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、2番の件について、担当委員より説明をお願いします。
- ○委員 ●番●です。2 番について説明いたします。譲渡人は高齢で家庭菜園をつくるのが精一杯の状態だそうです。譲受人は兼業ですが、現在約5 反を耕作しておられます。譲渡人が農業の後継者がいないので、耕作者を探しておられたときに譲受人と売買の合意ができたそうです。問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、3番の件について、担当委員より説明をお願いします。
- ○委員 ●番●です。3 番の件について説明します。譲渡人と譲受人は遠い親戚ということ でございました。申請地が譲受人の自宅のすぐそばで以前から譲受人が耕作しておられた

そうです。今回譲渡人の方から売買の話を申し出て合意ができたそうです。特に問題になるところは無いと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

〇議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、4番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。
- ○委員 ●番●です。4 番の案件について説明します。譲渡人の妹さんと譲受人が知人で、 以前から売買の話しがあって今回申請することとなったそうです。譲受人は所有面積と利 用権設定面積、今回の申請面積を合わせて下限面積要件を満たしています。主にビワを栽 培されておられまして、耕作意欲も強い方ですので、問題はないと思います。よろしくお 願いいたします。
- ○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、5番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。
- ○委員 ●番●です。5 番につきましてご説明いたします。譲渡人さんは高齢で耕作を続けられなくなっているそうです。申請地は譲受人の自宅の裏手にあって、常日頃から草払い等の管理をされていたそうです。譲渡人から売買の申出を行なって合意が成立したそうです。譲受人は養豚と野菜栽培を主に経営されています。何ら問題は無いと思いますので、ご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

- 〇議長 日程第3、議第35号農地買受適格証明願(耕作目的)についてを議題といたします。 申請地が同じですので、1番、2番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたしま す。
- ○事務局 1番の案件について説明します。●町の●さんは農業経営規模拡大のため、●町の田●㎡を競売により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、

住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行われると認められます。また、農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

2 番について説明します。●町の●さんは農業経営規模拡大のため、●町の田●㎡を競売により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、 住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画 です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有 農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、 全部効率利用を行われると認められます。また、農作業常時従事要件以下の不許可要件に は該当しておりません。

なお、附帯決議として、「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人又 は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合におい て、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き許 可できるものとする。」としております。

- ○委員 ●番●です。1 番につきましてご説明いたします。本来の担当委員は●番の●委員でございますが、総会に少し遅れると連絡があっておりますので、代わりまして私のほうで説明をいたします。申請人は兼業でございますが、耕作面積は下限面積要件を満たしておりますし、水稲を栽培予定ということで聞いています。何ら問題は無いと思いますので、ご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、2番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。
- ○委員 ●番●です。2 番につきましては、申請人が私の担当地区ですのでご説明いたします。申請人は昨年父親から農地の名義と経営を譲り受けまして 7 反ほど耕作しておられます。住所と申請地は町区分が違いますが、車で移動すると 10 分もかからない場所になります。また、地区の共同作業等にも参加するということでございますので何ら問題は無いと思いますので、ご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

〇議長 日程第4、議第36号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の●さんは、公衆用道路とするため、●町●の田 ●㎡と畑●㎡を転用したいというものです。すでに公衆用道路として利用されており、始 末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地基準は、都市計画法の適用 区域内にある第3種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障については、隣接地に農地はありません。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

- ○委員 ●番●です。1 番について説明いたします。現在●にお住まいの申請人が相続の登記をしようとされたところ、申請地が農地名義のままになっていることが判り、今回申請することとなったそうです。付近は昭和 40 年代後半に宅地化が進み住宅を建てるときにお互いが土地を出し合って道路分を分筆して、進入路として利用していたそうです。更に平成6年に隣接地区が宅地化され、通り抜けが出来る道路となったときに市道として編入されているということでした。申請の土地は側溝の整備、上下水道管の埋設も行われ、公衆用道路として利用されております。
- ○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

〇議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、2番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 2番について説明します。●町の●さんは、個人住宅用地とするため●町の畑● m*を転用したいというものです。すでに建設されていますので始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地基準は、第 2 種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無は、隣接農地の同意書が添付してあり適当です。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

- ○委員 ●番●です。2 番について説明します。位置図及び現地写真をご覧いただければお 判りと思いますが、住宅が建ち並んでいるところです。随分前ですが畑を農地法の許可を 受けずに削って整地し、住宅を建ててしまったそうです。ご審議方よろしくお願いします。
- 〇議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、3番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 3 番について説明いたします。●市の●さんは、個人住宅とするため、畑●㎡を 転用したいというものです。すでに建設されており、始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地基準は、第 2 種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無は、隣接農地の同意書が添付してあり適当です。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。また本件に関しましては、5 条申請も同時に出されております。

- ○委員 ●番●です。3 番について説明いたします。位置図と写真をご覧ください。平成 5 年頃に近所の山が削られたときに一緒に転用してしまったそうです。所有者の住所は●になっていますが、ご両親が住んでおられて、退職後に帰って来られる予定だそうです。面積が多めですが、不整形地の余り地と、畑を切り下げた部分の法面が含まれているためです。ご審議方よろしくお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

〇議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、4番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 4番について説明します。●町の●さんは、県の保安林の指定により植林するため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。 次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

- ○委員 ●番●です。4 番について説明いたします。本件に関しましては昨年農振除外申請がありまして、承認をいただいた案件です。申請地は9年くらい前に土石流が発生しまして、下流の民家に被害があったところです。そこで砂防ダムが建設されましたが、より効果的に災害防止を図る観点から保安林を設けるものです。審議をよろしくお願いいたします。
- ○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

〇議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、5番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 5 番について説明します。●町の●さんは、県の保安林の指定により植林するた

め、●町の畑2筆●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。 次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

- ○委員 ●番●です。5番について説明いたします。写真をご覧ください。4番の申請と同じで、昨年農振除外の承認を受けたものです。防災効果を高めるために砂防ダムの横に保安林を設けるものです。ご審議をよろしくお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、6番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 6番について説明します。●町の●さんは、県の保安林の指定を受けるため、ヒノキを植林して●町の畑3筆●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。 次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

- ○委員 ●番●です。6 番について説明します。本件も昨年農振除外の承認を受けたものです。場所は5番と同じ砂防ダムの横になります。よろしくご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、7番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 7番について説明します。●町の●さんは、自己住宅を増築するため、●町の畑 ●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。 次に一般基準ですが、資金力及び信用要件は借入れについての証明書が提出してあり適当 であります。以下記載のとおりとなっており基準に適合しております。

- ○委員 ●番●です。7 番について説明いたします。写真と図面をご覧ください。申請理由で住宅の増築となっていますが、実は息子さんが結婚されるので、2 世帯が住める住宅にしたいということでした。また、車が増えるので駐車場用地も必要になるとのことでした。現地を確認しましたが、申請内容は適当ではないかとみてきました。ご審議をよろしくお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました 7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

- 〇議長 日程第5、議第37号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。
- ○事務局 1 番について説明します。●町の●さんは、個人住宅とするため、●町の●さんより、●町の畑●㎡を使用貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は自己資金についての証明が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

- ○委員 ●番●です。1 番について説明いたします。借受人は貸渡人の妹婿になります。畑 全部を転用するには広いのではと思っていましたが、分筆して建築する計画です。隣接農 地への日照通風もさほど影響はないと思いますし、関係者同意も取れており問題は無いと 思います。ご審議方よろしくお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

〇議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、2番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 2番について説明します。●町の譲受人●さんは、農地への進入道路とするため、 ●町の譲渡人●さんより●町の田●㎡と畑●㎡を売買により転用したいというものです。

すでに造成されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、自己資金についての証明が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。2 番について説明します。位置図及び写真をご覧ください。この土地 は昭和55年に実質上の売買の合意ができまして、写真では申請土地の先の作業用道路と接 続されています。左側に見える水田の圃場整備工事が完了したことに伴い、従来あった農 作業道路が急勾配のため嵩上げ工事中だった訳です。案件としては不要許可転用届になり ますが、この案件との関係で、現在工事差し止めをさせています。よろしくご審議をお願 いします。

- 〇議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。 (質疑なしの声あり)
- 〇議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、3番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 3 番について説明します。●町の●さんは、資材置場を拡張するため、●町の● さんより畑●㎡と●さんより田●㎡を使用貸借するものです。すでに資材置場として利用してあるため、始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっており、 基準に適合しております。

- ○委員 ●番●です。3 番について説明します。前からありました資材置場の奥のほうになりますが、現場確認に行きましたら既に使ってありました。申請人は旧●のときも無断転用を行っていた事例もありましたので、農地法について説明し、厳重に注意してまいりました。貸渡人の 2 人は母親とおばさんになります。建設業ですので工事廃土を使ってすぐ整地できます。今回は正式に貸借の契約を結んで、転用したいということで申請をしてあります。始末書は添付してありますが、皆さんの意見を聞きたいと思っています。よろしくご審議をお願いします。
- ○委員 旧●の話がでましたので参考までにですが、この申請人が住宅の裏手を無断転用されていたことがございました。私が農地部会にいたときに当時の会長を含め、部会の委員で指導に出向き、工事廃土で整地され、資材置場になっていたのを畑に復帰させたことを記憶しております。建設業者は工事廃土の処理に困って無断転用を行うことがよくあります。その時も十分説明は行いました。
- ○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、4番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 4番について説明します。この案件につきましては、同時に4条申請もあっておりましたが、●市の譲受人●さんが、個人住宅を建築するため、●町の●さんと●町の●さんから、●町の田●㎡と畑●㎡を売買により取得し、また4条の3番にあげておりました自己所有の畑●㎡と合わせて●㎡を転用したいというものです。既に宅地造成されておりますので始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となって おります。また、隣接農地の同意書が添付されております。ほかの要件につきましては、 記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

- ○委員 ●番●です。4 番について説明します。譲渡人の 1 人は譲受人のお姉さんになります。家の上と下の整形を図り、擁壁を築くために購入したということでした。4 条申請でもありましたが、始末書がつけてあります。よろしくご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、5番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 5番について説明します。●市の借受人●さんはデジタルテレビ電波塔とするため、貸渡人●さんより畑● ㎡、●さんより畑● ㎡を賃借により借受けたいというものです。別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金についての証明書は提出してあり適当であります。また隣接農地の同意書も添付されています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

これは前回総会での農振農用地除外申請案件であります。本来なら数ヵ月後に除外通知がなされますが、この案件に限り8月中旬に除外承認通知見込みです。農業振興課に確認済みです。理由として来年7月のデジタル放送開始に間に合わせるためのものです。送受信電波の試験、電波法の許可なども必要となりますので、今回の申請となりました。

- ○委員 ●番●です。5 番について説明します。事務局の説明でもありましたが、前回の農振除外の案件です。その折も説明しましたが集落の要望で建設するもので、効率よく電波を配信するための場所だそうです。営農への支障も少なく、隣接同意等も取れており問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、6番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 6番について説明します。●町の●さん所有の畑●㎡を●町の●さんが従業員駐車場及び機械置場として取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。 次に一般基準ですが、隣接農地の同意書は添付されております。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。6 番について説明します。位置図及び配置図をご覧ください。申請地 の道向かいにも倉庫と駐車場をお持ちですが、手狭になり機械及び資材の出し入れに不自

由なために新たな大型重機の置場及び社員用の駐車場ということで申請してあります。よ ろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、7番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 7番について説明します。●町の借受人●さんは自己住宅建設用地として、貸渡人●さんから●町の田●㎡を使用貸借により転用したいというものです。既に建築が完了していますので始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。 他の要件につきましては記載のとおりで基準に適合しております。次に一般基準ですが、 隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっており、基準に適合し ています。

- ○委員 ●番●です。7番について説明します。写真をご覧ください。ここは30年ほど前に 牛舎があったところに家が建った訳ですが、牛舎ということで農業用施設の特例で水田地 目のところに建物が建っていたので、そのまま宅地と思い込んで建ててしまったそうです。 貸渡人と借受人は親子になります。よろしくご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました 7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、8番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 8 番について説明します。●市在住の譲受人●さんは自己住宅建設用地として、
 - ●町の譲渡人●さんから●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。 次に一般基準ですが、資金力及び信用要件は資金についての証明書は提出してあり適当で あります。以下記載のとおりとなっており基準に適合しております。

- ○委員 ●番●です。8 番について説明します。譲受人と譲渡人は親戚関係になります。譲 受人の住所が●になっていますが、来年退職したら帰郷するということでそのために住宅 を建築されるそうです。よろしくご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、9 番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 9 番について説明します。●町の譲受人●さんは墓地用地とするため、●町の譲渡人●さんから●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。 次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。資金力及び信用要件は資 金についての証明書が提出してあり適当であります。また、審査要件5の行政庁の免許、 許可、認可等の処分の見込みとして、墓地・埋葬等に関する法律第10条の規定に基づく墓 地等経営許可があります。本案件について天草市環境課に問い合せたところ、申請書が提 出されており許可される見通しであります。以下記載のとおりとなっており基準に適合し ております。

- ○委員 ●番●です。本日は担当委員の●委員が欠席ですが、事前に話を聞いていますので、 代わりまして 9 番について説明します。現在の墓地が山の奥にあり足腰が不自由になって 墓参りもままならなくなってきたので、申請地を購入して墓を建立したいというものです。 現地の写真をご覧ください。申請地は奥のほうに共同墓地があり、その墓地組合に加入す ることで環境課には申請をされ、周辺同意も取得されているそうです。事務局の説明もあ りましたが、環境課の方は許可見込みだそうです。よろしくご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました 9番の件について、質疑はありませんか。
- ○委員 ●番●です。環境課は許可の見込みという説明でしたが、200m 周囲の同意はもらえているんですかね。あと、すぐそばに民家があったり隣に畑がありますが、こういった個人墓地が次々に申請されて増えていくんではという心配があります。私の地区でも民家から 30m ほどのところにある自分の畑を転用して墓地を誘致するという話がありまして、住民の方々の反発があったりしたケースがありました。
- ○事務局 説明の中で申し上げましたように環境課には共同墓地の管理組合に加入し墓地を 建設することで申請があっておりまして、個人墓地ではございません。環境課のほうにも 周辺同意を含めまして確認しておりますが、許可見込みということでございます。
- ○委員 ●番●です。許可は間違いないんですね。
- ○事務局 私のほうから少し説明させていただきます。位置図・字図をご覧頂きたいと思うんですが、里道を挟みまして墓地と表示されている地番がございます。ここに墓地を所有している方々でつくられた墓地管理組合があります。墓地への転用申請は個人申請ですが、この墓地管理組合に加入するということで、地区周辺の方の同意も取得しているということです。事務局も、担当委員さんも説明されていますとおり、そういった経緯でございますので、環境課のほうも申請を受付し、許可見込みということでございます。
- ○議長 ●委員、そういうことですので、よろしいですね。
- ○委員 はい。判りました。
- ○議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、10番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 10番について説明します。●町の譲受人●さんは植林するため、●町の譲渡人● さんより●町の畑●㎡を贈与により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書は添付されています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

- ○委員 ●番●です。10 番について説明します。申請人は親子でございます。娘さんへ贈与で所有権を移転し、併せて 20 数年荒廃している農地ですので植林をして管理をしたいということでした。隣接地も荒廃地でございまして、形式上の同意書は添付されていますが、営農上の支障はありません。よろしくご審議をお願いします。
- 〇議長 ただ今説明がありました 10番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 〇議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、11 番につきまして説明をお願いします。
- ○事務局 11 番について説明します。●町の譲受人●さんは貸駐車場とするため、●町の譲渡人●さんより●町の畑●㎡を贈与により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書は添付されています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

- ○委員 ●番●です。11 番について説明します。双方の申請人は 10 番と同じです。申請地 の道路向かいに地区公民館がございまして、そこの駐車スペースが少ないため、地区集会 時の駐車場として利用したいというものです。隣地にも 3 台分のスペースがありますが、 所有者に無断で駐車場として使用された形跡もございました。そういったことですので、 よろしくご審議をお願いします。
- ○議長 ただ今説明がありました 11 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

〇議長 それでは、日程第6、議第38号農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等につ

いてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議第38号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の●町の●さんほか利用権の新規設定の計画が15件、再設定の計画が4件で、総面積は55.828㎡となっております。

以上の計画は、市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の ①のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利 用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業 に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

○議長 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

(なしとの声あり)

○議長 それでは1番から19番までの件について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議がありませんので、1番から19番までの件につきましては、原案のとおり可 決しました。

- 〇議長 それでは、日程第 7、議第 39 号平成 22 年度農業委員会活動の目標及びその達成に 向けた計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- ○事務局 平成 22 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてご説明いたします。この計画は、3 年計画の初年度であります平成 21 年度の実績を踏まえ、4 月総会で計画案を承認いただき、市のホーページで計画案を公表し、5 月 12 日から 6 月 22 日まで間、市民や地域農業者の方々の意見を募集していたものです。残念ながら意見等が 1 件も出てきておりませんので、内容的には 4 月総会と全く同じものとなっていますので詳細な説明は省きたいと思います。
 - 1 の認定農業者等担い手の育成及び確保についてですが、(1)で現状及び課題と平成 23 年度までの目標を掲げ、(2)で今年度の目標である認定農業者の増加目標を 10 経営体として、その目標を達成するための活動計画案を具体的に記載しています。(3)に地域の農業者からの意見を記載する欄がありますが、0 件でしたのでその旨を記載しています。(4)に地域の農業者からの意見を踏まえた計画として(2)と同じ内容を記載しています。
 - 2 の担い手への農地の利用集積につきましても、先ほどと同じように(1)から(4)までがありまして、最終的な目標数値として、平成22年度集積面積の目標を87haとしております。
 - 3 の耕作放棄地の解消につきましては、天草管内は農業委員会ばかりではなく、経済部を中心として様々な部署で取組みを行っていますが、農業委員会の解消目標数値につきましては、(4)に記載のとおり 6ha としています。

なお、今年度は熊本県が農業公社へ業務委託を行って実施する「耕作放棄地活用調整員設置事業」を活用して農業委員会に 1 名の駐在調整員の要望を行っているところです。ハローワークを通じて募集を行い、7 月中に正式に決定できるということなので、決まりましたら委員さん方にもお知らせしようと思います。これまで事務局で手が回りきらずにいた部分をお願いできればと考えているところです。

4 の違反転用への適正な対応及び 5 農地パトロールにつきましては、一体的に実施を行いたいと考えています。例年通り農振農用地区域の遊休農地等について利用促進を図るための活動とあわせて、農業委員さん方の協力をいただき対応していきます。

6番については、事務局段階で庁内打合せを継続していきたいと思います。

なお、本日決定いただきました評価及び計画を振興局を通じ、県に報告を行います。 以上で事務局の説明を終わります。

○議長 ただ今説明がありました件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。今後目標に向けて、 事務局、農業委員が一体となって積極的な活動をお願いいたします。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成22年天草市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

午後 4 時 06 分

閉会